

大分県の最低賃金

大分県最低賃金

954円

時間額

【効力発生日】 令和6年10月5日



大分県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(時間額)

【効力発生日】 令和6年12月25日

鉄鋼業

銑鉄鋳物製造業、鋼板の切断加工、鉄スクラップ処理業など

1,106円



非鉄金属製造業

銅の製錬、アルミの再生、電線・ケーブルの製造業など

1,053円



電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

家庭用・業務用の電気機械器具、携帯電話やICなどの製造業

996円



自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

造船、船の修理、自動車・自動車部品の製造業など

997円



自動車(新車)小売業

自動車新車の販売業

991円



各種商品小売業

令和6年度は改正がありませんでした。

令和6年10月5日から **大分県最低賃金 954円** が適用されます。



適用除外

ただし次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、大分県最低賃金が適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
I. 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
II. 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

※最低賃金に算入されない賃金…①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ③時間外・休日・深夜労働割増賃金 ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

最低賃金特設サイト <https://www.saiteichingin.mhlw.go.jp/>



最低賃金特設サイト

最低賃金に関するお問い合わせは、大分労働局 賃金室(☎097-536-3215)又は最寄りの労働基準監督署へ

大分労働基準監督署	中津労働基準監督署	佐伯労働基準監督署	日田労働基準監督署	豊後大野労働基準監督署
☎097-535-1512	☎0979-22-2720	☎0972-22-3421	☎0973-22-6191	☎0974-22-0153

大分労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/>